農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和３年２月版）	改定前（令和２年４月版）
農業農村整備事業土質・地質調査業務共通仕様書 令和３年２月 長崎県農林部農村整備課 農業農村整備事業土質・地質調査業務共通仕様書　目次 第１章　～　第３章　　〔略〕 第４章　ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験　・・・・・・・・・　P.19 第１節　～　第４節　　〔略〕 第５節　地下水検層（第４－14 条～16 条）　・・・・・・・・・・・・・　P.21 第６節　～　第８節　　〔略〕 第５章　～　第 12 章　　〔略〕 **農業農村整備事業地質・土質調査業務共通仕様書** **第１章　総　則** **第１節　総　則** **第１－１条　適　用　　〔略〕** **第１－２条　用語の定義** 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）　～　(26)　　〔略〕 (27)　「 電磁的記録 」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (28)　「 情報共有システム 」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 (29)　「 書面 」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。 なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。 (30)　～　(39)　　〔略〕 **第１－３条　～　第１－28 条　　〔略〕** **第１－29 条　再委託** 契約書第７条第１項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。	農業農村整備事業土質・地質調査業務共通仕様書 令和２年４月 長崎県農林部農村整備課 農業農村整備事業土質・地質調査業務共通仕様書　目次 第１章　～　第３章　　〔略〕 第４章　ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験　・・・・・・・・・　P.19 第１節　～　第４節　　〔略〕 第５節　地下水検層（第４－14 条～16 条）　・・・・・・・・・・・・・　P.22 第６節　～　第８節　　〔略〕 第５章　～　第 12 章　　〔略〕 **農業農村整備事業地質・土質調査業務共通仕様書** **第１章　総　則** **第１節　総　則** **第１－１条　適　用　　〔略〕** **第１－２条　用語の定義** 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）　～　(26)　　〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 (27)　「 書面 」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 (28)　～　(37)　　〔略〕 **第１－３条　～　第１－28 条　　〔略〕** **第１－29 条　再委託** 契約書第７条１項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和３年２月版）	改定前（令和２年４月版）
(1)、(2)　　〔略〕 ２　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、速記録の作成、トレース、模型製作、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他設計図書に定める事項の運用に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 ３　～　４　　〔略〕 第１－30条　～　第１－40条　　〔略〕 第2章　～　第１２章　　〔略〕	(1)、(2)　　〔略〕 ２　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、速記録の作成、トレース、模型製作、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他設計図書に定める事項とする。 ３　～　４　　〔略〕 第１－30条　～　第１－40条　　〔略〕 第2章　～　第１２章　　〔略〕